## 令和7年度 いじめ発生時の対応フローチャート R03.04.01~ 部分R6.4 改訂 部分R7.4 改定 いじめ被害生徒 いじめ発見者 いじめ事案の報告(疑いも含む) 担任 アンケート 2 3 教 頭 被害の訴え 生徒 · 保護者 聴き取りの指示 授業担当 いじめ事案の報告 いじめ対策推進教員 (疑いを含む) いじめ被害生徒 部活動顧問 生徒指導主事 事実確認 **(5)** 「聴き取り用紙」に記録 いじめ被害情報の報告 「聴き取り用紙」 養護教諭 情報共有 6 一次判断会議 学校教職員 指導計画案作成 いじめと認知 徒 8 **ത** ・指導体制・方針の決定 支援 ・ 県教育委員会へ報告 ・保護者へ支援 職員朝会を ・いじめられた生徒を徹底的に守る対応 臨時職員会議に ・いじめた生徒への指導 指 ・記録を作成(5年間保存)「新潟県方針」 切り替えて 導 ・重大事態である場合の対処、県への報告 犯罪行為の場合、所轄警察署へ通報 全職員に周知 家 いじめ認知の判断 いじめと認知しない 庭 8 ح ・指導体制、方針の決定 の ・保護者へ連絡し、協力を仰ぐ 連 生徒間の人間関係等の指導 携 ・記録の作成